

名古屋市告示第528号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年11月 7日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
小出耳鼻咽喉科	名古屋市緑区滝ノ水四丁目 306番地	令和 6年 9月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
三輪歯科・矯正歯科	名古屋市千種区松竹町 2丁目66番地	令和 6年 9月 2日
しんどう歯科医院	名古屋市西区栄生二丁目11番16号	令和 6年 8月21日
吉田歯科医院	名古屋市中村区井深町17番27号	令和 6年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課